



第102回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月28日(水曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

開催場所

岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7
ソフトピアジャパン
センタービル3階ソピアホール

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件

目次

第102回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	13
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告	34

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。



<https://p.sokai.jp/9076/>

株主各位

証券コード9076
2023年6月6日

岐阜県大垣市田口町1番地

セイノーホールディングス株式会社

代表取締役社長 田口 義隆

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、本招集ご通知（書面）のご送付と併せて、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。本招集ご通知（書面）の内容について、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所（東証）ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.seino.co.jp/seino/shd/ir/document/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「セイノーホールディングス」または「コード」に当社証券コード「9076」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁）をご参照いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにライブ配信を行います。詳細は「インターネットによるライブ配信のご案内」（5頁）をご覧ください。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7 ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第102期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第102期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件

以上

1. 会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、株主様による株主総会資料の閲覧は、紙媒体から原則ウェブサイトでの閲覧に変更となりました。
2. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した本招集ご通知（書面）をお送りいたします。事業報告「会社の体制および方針」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知（書面）には記載しておりませんので、1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトをご覧くださいませようようお願い申し上げます。なお、会計監査人および監査役が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知（書面）の記載内容のほか、1頁記載の各ウェブサイトに掲載の「会社の体制および方針」と「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

【株主様へのお願い】

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知（書面）とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知（書面）をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会では、お土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
3. ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合等にはご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。
4. その他、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策等、変更がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.seino.co.jp/seino/shd/ir/document/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

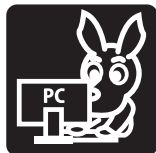
書面（郵送）で議決権を行使される場合



本招集ご通知（書面）とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。なお、議案に対する賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンやスマートフォンから、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

◇議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時まで



- ① インターネットによる議決権行使は、上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
- ② 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ③ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ④ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ⑤ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- ⑥ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は画面の案内に従ってお手続きください。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

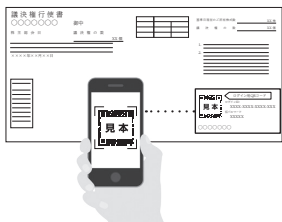
場所 岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7
ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

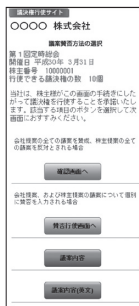
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

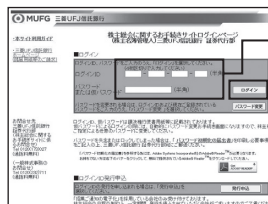
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

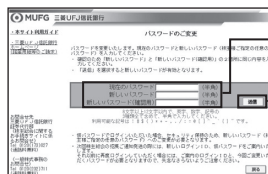
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによるライブ配信のご案内

第102回定時株主総会の模様をZoomウェビナーにてライブ配信いたします。

1. 配信日時

2023年6月28日（水） 午前10時から株主総会終了時刻まで

2. ご視聴方法

パソコン・スマートフォン等で以下のライブ配信用URL、Zoom ID・パスワードをご入力、またはQRコードをかざしていただき、ライブ配信用サイトへアクセスしてください。

- ・株主総会当日9：30からZoomウェビナーへの入室が可能となり、10：00から開始となります。（任意のメールアドレスの入力が必要になります。）

ライブ配信用

URL：

ID：

パスワード：

※初めてZoomをご利用になられる株主様は、ご利用になる端末にアプリケーションをインストールしていただく必要があります。

3. ご留意事項

- ・配信（中継）は会社法上の会場ではございませんので、ご視聴の株主様からは議決権行使、ご質問を承ることができません。ご了承ください。
- ・ご視聴用URL、ZoomIDおよびパスワードを株主様以外に開示しないようご注意ください。
- ・株主様からのご視聴方法やインストール方法についてのお問い合わせに関しましては、誠に恐れ入りますが、対応できかねますのでご了承ください。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。不具合が発生された際は「Zoomサポート」より動作環境のご確認をお願い申し上げます。
Zoomサポート (<https://support.zoom.us/hc/ja>)
- ・当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
- ・システム障害等による本総会の開催方法の変更、その他のお知らせにつきましては、1頁記載の当社ウェブサイト (<https://www.seino.co.jp/seino/shd/ir/document/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主様の利益を重要な経営方針の一つとして位置付けており、中・長期的視野に立って株主資本の充実と利益率の向上を図りながら、中間配当を実施し、原則として1株当たり年間11円を下限とし、DOE(自己資本配当率)2.4%または、連結配当性向30%のいずれか高い金額を目安とした利益配分を基本方針としています。

当事業年度の期末配当につきましては、この方針に基づき、普通株式1株につき45円とさせていただきたいと存じます。これにより、当事業年度の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金11円を含め、1株につき56円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 金45円 配当総額 8,431,022,790円
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2023年6月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況	専門性				
				企業経営	人事・労務	財務・会計	法務・リスクマネジメント	グローバル
1	た ぐち よし たか 田 口 義 隆	代表取締役社長 <input type="checkbox"/> 再任	100% (14回/14回)	○	○	○		○
2	た ぐち たか お 田 口 隆 男	代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業） <input type="checkbox"/> 再任	100% (14回/14回)	○	○	○		○
3	まる た ひで み 丸 田 秀 実	取締役国際戦略部担当兼オートモーティブ・バッテリー物流事業部担当 <input type="checkbox"/> 再任	100% (14回/14回)	○		○		○
4	の づ のぶ ゆき 野 津 信 行	取締役財務IR部担当兼経理部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当 <input type="checkbox"/> 再任	100% (14回/14回)			○	○	○
5	こ てら やす ひさ 小 寺 康 久	取締役事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼CRE戦略部担当兼サステナビリティ推進部担当 <input type="checkbox"/> 再任	100% (14回/14回)	○				○
6	やま だ め ゆ み 山 田 メ ユ ミ	社外取締役 独立役員 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	93% (13回/14回)	○			○	
7	たか い しん たろう 高 井 伸 太 郎	社外取締役 独立役員 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	100% (14回/14回)		○		○	○
8	いち まる よういちろう 一 丸 陽 一 郎	社外取締役 独立役員 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	100% (14回/14回)	○	○		○	

(注) 各候補者の詳細につきましては、次頁以降をご参照ください。

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
1	た ぐち よし たか 田 口 義 隆	1961年4月20日	706,052株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1985年3月	当社入社	1996年6月	当社専務取締役労務部担当
1985年5月	セイノーアメリカインク出向	1998年10月	当社代表取締役副社長営業本部担当兼経理部担当
1988年1月	同社社長	1999年6月	当社代表取締役副社長経営担当兼経理部担当
1989年5月	当社社長付部長	2001年6月	当社代表取締役副社長経営担当
1989年7月	当社取締役秘書室担当兼総務部長兼グループ企画室長兼西濃総合研究所長	2003年6月	当社代表取締役社長（現任）
1991年7月	当社常務取締役東部地区担当兼東北地区担当	2018年6月	株式会社丸井グループ社外取締役
重要な兼職の状況 関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノロジックス株式会社、トヨタカローラネット岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社、株式会社セイノ商事、株式会社セイノ情報サービスの代表取締役、公益財団法人田口福寿会の会長			
取締役候補者とした理由			
田口義隆氏は、長年にわたり当社の経営を指揮し、会社使命実現のため経営理念を実践することで基盤強化を図ってまいりました。幅広い知見と豊富な経験による強力なリーダーシップに基づく経営手腕は、当社グループ全体の企業価値の更なる向上と持続的成長のために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
2	た ぐち たか お 田 口 隆 男	1962年2月2日	371,773株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1984年4月	日清製粉株式会社入社	2006年6月	当社取締役営業担当
1992年7月	岐阜日野自動車株式会社入社	2007年6月	当社取締役自動車販売・関連事業企画部担当
1995年6月	同社取締役営業副本部長	2011年4月	当社取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
1998年4月	同社専務取締役	2015年6月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
1999年6月	当社取締役営業本部担当付	2015年8月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
2000年4月	当社常務取締役営業本部担当		兼経理部担当兼財務IR部担当
2003年6月	当社専務取締役営業統括担当	2016年6月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
2005年10月	当社取締役輸送事業企画部担当		（現任）
2005年10月	西濃運輸株式会社専務取締役経営担当		
重要な兼職の状況 滋賀日野自動車株式会社の代表取締役会長、トヨタカローラネット岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社の代表取締役社長			
取締役候補者とした理由			
田口隆男氏は、当社の経営を指揮し、企業価値向上と事業基盤強化を推進してまいりました。自動車販売・関連事業の担当取締役として競争力を高め、収益性の向上に貢献してきた人物であり、当社グループのより強固な経営体制の構築と成長・発展に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
3	丸 田 秀 実 まる た ひで み	1963年3月4日	50,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1985年4月	国税庁入庁	2005年10月	西濃運輸株式会社取締役経理部担当兼財務部担当兼債権管理部担当
1992年7月	紋別税務署長		
1995年7月	札幌国税局総務課長	2005年10月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当
1996年5月	外務省在香港総領事館領事	2012年4月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼不動産開発部担当
1997年10月	当社入社経営企画室長	2013年6月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当
2001年6月	当社取締役経理部担当兼厚生年金基金担当	2014年4月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼国際戦略室担当
2002年3月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当	2014年6月	当社取締役国際戦略室担当
2004年12月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当兼グループ管理部担当兼会計監査室担当	2021年3月	当社取締役国際戦略部担当
		2023年4月	当社取締役国際戦略部担当兼オートモーティブ・パツテリー物流事業部担当（現任）
重要な兼職の状況 セイノースーパーエクスプレス株式会社、セイノージャックス株式会社、株式会社セイノースの監査役			
取締役候補者とした理由			
丸田秀実氏は、国税庁他官公庁で培った豊富な知識・経験を有し、企画力ならびに実行力を以て海外事業やその他の事業を推進する等の実績を有するとともに、会社経営に関する見識を兼ね備えており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
4	野 津 信 行 の づ の ぶ ゆ き	1961年5月24日	14,600株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1985年4月	株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2016年6月	当社取締役財務IR部担当兼経理部担当
2014年1月	当社入社経営企画室長	2018年4月	西濃運輸株式会社取締役財務部担当
2014年7月	当社経理部・財務IR部統括部長	2022年6月	当社取締役財務IR部担当兼経理部担当兼総務部担当
2014年7月	西濃運輸株式会社財務部長		兼人事部担当兼コーポレート推進部担当
2015年4月	同社執行役員財務部長	2022年6月	西濃運輸株式会社取締役経理部担当兼財務部担当
2016年4月	当社取締役経理部担当兼財務部担当	2023年4月	当社取締役財務IR部担当兼経理部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当（現任）
取締役候補者とした理由			
野津信行氏は、金融機関で培った豊富な知識・経験と高度なバランス感覚ならびに、公平・誠実な人柄と高い品格を兼ね備えており、経理・会計面よりグループの経営管理の強化の実績に加え、リスクマネジメントやガバナンスの見識も有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
5	こ たら やす ひさ 小 寺 康 久	1959年8月7日	3,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1982年3月	当社入社	2020年4月	西濃運輸株式会社代表取締役社長（現任）
1997年4月	当社加西支店支店長	2020年6月	当社取締役事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼不動産開発部担当
2002年4月	当社松原支店支店長		
2004年7月	当社山陽ブロック長兼岡山支店支店長	2022年6月	当社取締役事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼不動産開発部担当兼サステナビリティ推進部担当
2009年4月	西濃運輸株式会社堺支店支店長		
2010年4月	同社執行役員営業管理部部長		
2013年4月	同社取締役営業管理部担当	2023年4月	当社取締役事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼CRE戦略部担当兼サステナビリティ推進部担当（現任）
2015年6月	同社常務取締役営業本部担当		
2016年4月	同社専務取締役営業本部担当		
2017年4月	セイノースーパーエクスプレス株式会社代表取締役社長		
重要な兼職の状況 西濃運輸株式会社の代表取締役社長			
取締役候補者とした理由			
小寺康久氏は、長年にわたる輸送事業の現場長ならびに子会社経営の経験を有し、営業、商品開発についての諸施策を推進する等の実績により当社の業績拡大に寄与してまいりました。また、当社事業・業務運営に関する知識・経験と会社経営に関する見識を有しており、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
6	やま だ め ゆ み 山 田 メユミ	1972年8月30日	6,750株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1995年4月	香栄興業株式会社入社	2016年3月	株式会社ISパートナーズ代表取締役社長
1997年5月	株式会社キスミーコスメックス（現株式会社伊勢半）入社	2016年9月	株式会社Eat Smart取締役
1999年7月	有限会社アイ・スタイル設立代表取締役	2017年6月	株式会社かんぽ生命保険社外取締役
2000年4月	株式会社アイスタイル設立代表取締役	2017年6月	当社社外取締役（現任）
2009年12月	同社取締役（現任）	2019年11月	株式会社ISパートナーズ取締役
2012年5月	株式会社サイバースター代表取締役社長	2021年6月	SOMPOホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2015年9月	株式会社メディア・グローブ取締役（現任）	2022年5月	株式会社セブン&アイ・ホールディングス社外取締役（現任）
重要な兼職の状況 株式会社アイスタイルの取締役、SOMPOホールディングス株式会社、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの社外取締役			
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要			
山田メユミ氏は、当社コーポレートガバナンス基本方針「女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保」に合致し、女性の視点を生かしてさらに多様な価値観を生み出し、当社の持続的な成長に繋がる一助となっただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。また、EコマースやUI/UX、ならびにダイバーシティ・インクルージョンの視点から当社の業務執行に対する助言、監督等いただくことを期待しております。なお、同氏が選任された場合は、人事委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
7	高井 伸太郎 <small>たか い しんたろう</small>	1973年1月24日	4,500株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1999年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所	2014年9月	株式会社アーク社外取締役
2007年1月	長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士	2016年6月	高井&パートナーズ法律事務所代表弁護士（現任）
2010年2月	三起商行株式会社社外監査役（現任）	2016年6月	株式会社ワークスアプリケーションズ社外取締役
	重要な兼職の状況 高井&パートナーズ法律事務所代表弁護士	2018年6月	当社社外取締役（現任）
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要			
<p>高井伸太郎氏は、当社コーポレートガバナンスコードに定める「豊富な経験および専門性の高い知識等をもとに、独立かつ客観的な立場から適切な意見、助言および指摘等を行う」ことに資する方であり、同氏は直接会社経営に関与した経験を有してはおりませんが、自身の国際領域における法務面での造詣の深さは、当社が注力する国際化においてその推進はもとより、ガバナンスの体制強化に繋がる一助となっていたと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。また、国際領域にとどまらず、企業法務全般についてのコンプライアンスの観点から当社の業務執行に対する助言、監督等いただくことを期待しております。なお、同氏が選任された場合は、人事委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。</p>			

候補者番号	氏名	生年月日	所有する当社株式の数
8	一丸 陽一郎 <small>いち まる よういちろう</small>	1948年10月10日	2,750株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）			
1971年7月	トヨタ自動車販売株式会社入社	2009年6月	あいおい損害保険株式会社監査役
1996年2月	トヨタ自動車株式会社人材開発部部長	2010年10月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社監査役
1999年1月	同社カローラ店部部長	2011年6月	トヨタ自動車株式会社常勤監査役
2000年1月	同社カローラ店営業部部長	2015年6月	同社相談役
2001年6月	同社取締役カローラ店営業本部本部長	2015年6月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役会長
2003年6月	同社常務役員	2017年3月	中外製薬株式会社社外取締役
2005年6月	同社専務取締役国内営業本部本部長兼カスタマーサービス本部本部長	2017年6月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社特別顧問
2009年6月	同社代表取締役副社長	2019年6月	当社社外取締役（現任）
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要			
<p>一丸陽一郎氏は、企業経営者ならびに監査役としての豊富な経験・知識等から当社の掲げる使命「価値創造」実現に向けた助言や「リスクマネジメント」・「コーポレートガバナンス」面での監督に秀でておられるとの見地より、当社社外取締役としての職務を適切に遂行していたと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。また、企業経営全般ならびに「リスクマネジメント」「コーポレートガバナンス」の観点から当社の業務執行に対する助言、監督等いただくことを期待しております。なお、同氏が選任された場合は、人事委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者選任にあたっては、当社コーポレートガバナンス基本方針「優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに高い倫理観を有している者であること」および「社外取締役については、東京証券取引所が定める独立性の要件を有している者であること」に基づき、人事委員会において公正かつ厳正な審査を実施しております。
2. 取締役候補者と当社との間の特別な利害関係は以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、四国西濃運輸株式会社、セイノーロジックス株式会社の代表取締役を兼務し、当社は3社との間で業務委託等の競業関係があります。
 - (2) 取締役候補者田口義隆氏は、公益財団法人田口福寿会の会長を兼務し、同法人は当社株式の13.93%を保有する筆頭株主であります。
 - (3) 取締役候補者丸田秀実氏は、セイノーロジックス株式会社の監査役を兼務し、当社は同社との間で業務委託等の競業関係があります。
 - (4) その他の各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 取締役候補者のうち、山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社と山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。3氏の再任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟等における損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、3氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山田メユミ氏が6年、高井伸太郎氏が5年、一丸陽一郎氏が4年となります。
8. 山田メユミ氏につきましては、その名前が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、山田芽由美（やまだめゆみ）であります。以後も同様に表記しております。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の経過およびその成果

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスに対する行動制限の緩和に伴い、社会経済活動に正常化の兆しが見えはじめ、景気の回復が期待された一方で、ウクライナ情勢等の影響による原材料や資源エネルギー価格の高騰、日米の金利差拡大に起因した急激な円安による輸入コストや物価上昇など、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループの主要な事業にあたる輸送業界では、鉱工業生産は総じて緩やかな持ち直しの動きが見られるなど国内貨物輸送量に回復の兆しも見えましたが、原油および原材料価格の高騰、供給制約などもあり、企業活動を取り巻く環境は厳しい状況が続きました。

このような状況におきまして、当社グループは、最終年度となる3ヵ年中期経営計画「『Connecting our values』～すべてはお客様の繁栄のために～」のもと、お客様の課題解決に向けた価値提供やロジスティクスなどの成長分野への集中投資を通じて、企業価値向上に向け一丸となって邁進してまいりました。

また、荷主企業や物流企業の相互乗り入れを可能にし、One StopでNo Stressなサービスをお客様に提供する「オープン・パブリック・プラットフォーム (O.P.P.)」の構築を当社グループの全体戦略の中心と位置づけ、その一環として、ラクスル株式会社と共同で、ジョイントベンチャーのハコベル株式会社を設立しました。また、ラストワンマイル領域での配送ネットワークの確立に向け、メール便事業のパイオニアである株式会社地区宅便を子会社化しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は6,315億7百万円（前連結会計年度比3.9%増）、営業利益は285億1百万円（前連結会計年度比3.5%増）、経常利益は326億88百万円（前連結会計年度比8.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は190億13百万円（前連結会計年度比10.2%増）となりました。

【輸送事業】

当事業におきましては、中期経営計画のもと、主力である特積み輸送の効率化を推進し、安定的に利益を確保するとともに、「ロジのSEINO」を新化させ、お客様のバリューチェーンに貢献するため当社グループの領域を制限することなく全国展開の優位性を活かしつつ、またエレクトロニクスやヘルスケアの業種業態に特化した高機能ロジスティクスの展開を目指すなど、成長性のあるロジスティクス分野への営業を強化してまいりました。また全国の倉庫事業者と連携し空き坪情報の共有化と物流業務のアウトソーシングの融合により、お客様目線でロジスティクス全体を最適化し、物流拠点開設の最短化を実現する「見つかる倉庫」のサービスを展開しました。

輸送事業の中核会社である西濃運輸株式会社では、老朽化した施設の建て替えや長寿命化のためのリノベーション投資を行いつつ、同社のロジ・トランス機能もフル活用した中で、新規荷主の獲得や出荷継続率の向上に繋げ、更なる取扱貨物量の確保に努めてまいりました。加えて、自動車運転業務における時間外労働時間が上限規制される、いわゆる「2024年問題」に向けてコスト増となる長距離帯や、採算性の低い高重量帯を中心に適正運賃收受を進め、利益確保に向け取り組んでまいりました。また、取扱貨物量に左右されない定時出発の体制を確立しダイヤグラム化を進めたほか、ユニット輸送等を駆使して運行便全体の効率化を向上させ、取扱貨物量に 관련된 費用の最適化に加え、西広島支店と北大阪支店でダブル連結トラックの

運行を新たに開始するなど、CO₂の削減や働き方改革にも努めてまいりました。

拠点展開では、西濃運輸株式会社横浜支店（横浜市都筑区）の移転、関東西濃運輸株式会社高崎物流センター（群馬県安中市）の新設、セイノースーパーエクスプレス株式会社大阪貨物センター（大阪府門真市）の建て替え、四国西濃運輸株式会社淡路営業所（兵庫県南あわじ市）の移転、沖縄西濃運輸株式会社豊見城物流センター第3倉庫（沖縄県豊見城市）の新設を行い、ロジスティクスインフラの増強による収益の拡大を図っております。

この結果、売上高は4,747億1百万円（前連結会計年度比4.7%増）、営業利益は218億69百万円（前連結会計年度比3.6%増）となりました。

【自動車販売事業】

当事業中、乗用車販売におきましては、全国のトヨタ販売店で全車種併売化となり、チャンネル間競争が激化する中、お客様に選ばれる店舗を目指して、2023年1月にネットトヨタ岐阜株式会社とトヨタカローラ岐阜株式会社が合併し、トヨタカローラネット岐阜株式会社が誕生しました。岐阜県最大のトヨタ販売店となり、お客様第一に安心と信頼を感じていただくサービス向上を目指し、顧客満足度向上に向けた継続的な店舗リニューアルに加え、新型車の投入効果を活かしたキャンペーンの展開と、残価型割賦販売の活用による早期代替提案営業などを行ってまいりました。新車販売台数は、世界的な半導体不足、部品供給の停止で度重なるメーカーの稼働停止により前年実績を下回ったものの、第4四半期より販売店への配車台数が増えたことに加え、高額車種の販売台数が増加したことにより1台当たりの利益が増加したことから、前年実績に対し増収増益となりました。また中古車販売においても、新車の納期遅れによる下取り車の減少や、相場上昇による仕入れ難により、販売台数は前年実績を下回りましたが、新車の納期遅れによる小売販売価格とオークション相場の上昇により、売上高は伸長しました。サービス部門では車検・整備入庫に加え、繰り返し入庫に繋がるメンテナンスパック等の商品販売と、推奨販売商品の拡充を図ることで収益の確保に努めてまいりました。

トラック販売におきましては、メーカーのエンジン認証不正問題による出荷制限により、新車販売台数は前年実績を下回る結果となりましたが、中古車販売ネットワークを活用した中古車の増販ならびに予防整備提案による入庫促進と車検整備の外注業務の内製化を進め、収益の確保に繋げてまいりました。

拠点展開では、ネットトヨタ岐阜株式会社中津川店（岐阜県中津川市）およびトヨタカローラ岐阜株式会社山県店（岐阜県山県市）を移転し、現在はともにトヨタカローラネット岐阜株式会社の店舗として営業しております。合併後のトヨタカローラネット岐阜株式会社において、郡上店（岐阜県郡上市）および各務原店（岐阜県各務原市）の移転、U-Carネット岐南店（岐阜県岐南町）の新設を行っております。

この結果、売上高は942億9百万円（前連結会計年度比4.1%減）となりましたが、営業利益は47億9百万円（前連結会計年度比4.9%増）となりました。

【物品販売事業】

当事業におきましては、燃料や紙・紙製品に代表される物品の販売を行っております。燃料販売における販売単価の上昇や家庭紙の販売が堅調に推移したことから、売上高は335億17百万円（前連結会計年度比9.0%増）となり、営業利益は8億円（前連結会計年度比1.4%増）となりました。

【不動産賃貸事業】

当事業におきましては、トラックターミナル跡地や店舗跡地などの最適な運用方法を検討し、それぞれの不動産価値を最大限に引き出す取り組みを行っております。

その結果、売上高は21億91百万円（前連結会計年度比8.9%増）、営業利益は16億14百万円（前連結会計年度比7.0%増）となりました。

【その他】

当事業におきましては、情報関連事業、住宅販売業、建築工事請負業および労働者派遣業などを行っております。売上高は268億86百万円（前連結会計年度比14.8%増）となりましたが、営業利益は11億74百万円（前連結会計年度比1.7%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は234億92百万円であります。当連結会計年度に取得した主要な設備は次のとおりであります。

- (イ) 土地 岡山県岡山市 (60,382.75㎡)
- (ロ) 車 両 1,156台

(3) 資金調達の状況

当社の連結子会社である株式会社地区宅便は運転資金の安定的な調達を可能とするため、取引金融機関と財務制限条項が付されたシンジケートローン契約を締結しております。

(4) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当社の連結子会社であるネットヨタ岐阜株式会社は、2023年1月1日付けで、同連結子会社であるトヨタカローラ岐阜株式会社を吸収合併し、その商号をトヨタカローラネット岐阜株式会社としました。

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

- ①当社は、2022年8月8日付けで、ハコベル株式会社の株式を50.10%取得し、連結子会社化しました。
- ②当社は、2022年9月1日付けで、株式会社地区宅便の株式を100%取得し、連結子会社化しました。

2. 財産および損益の状況の推移

区 分	2019年度 第99期	2020年度 第100期	2021年度 第101期	2022年度 第102期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	625,626	592,046	607,657	631,507
経 常 利 益 (百万円)	31,505	27,751	30,269	32,688
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	25,848	16,660	17,255	19,013
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	128.41	89.31	94.59	104.87
総 資 産 (百万円)	654,532	672,247	685,266	703,893
純 資 産 (百万円)	432,813	422,634	433,520	449,727

3. 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しは、半導体など部品の供給不足が緩和され、鉱工業生産は堅調に推移し、生産活動は緩やかに持ち直すと期待されておりますが、引き続き資源エネルギー価格の高止まりや物価上昇が与える影響を注視すべき状況が続くものと予測されております。

当社グループの主要な事業にあたる輸送業界におきましては、労働力人口の減少に伴い長距離トラックドライバーをはじめとする人材不足が課題となります。

このような情勢において、当社グループは「『Team Green Logistics』～共に創り 未来に貢献する～」のスローガンのもと、直面する少子高齢化や環境問題などの社会課題に対応してまいります。持続可能な物流ネットワークの最適化が必要となる中、O.P.P.の概念に沿い、サプライチェーン全体において環境配慮を促すため、お客様ならびに業界業種の枠を超えた様々なパートナーと連携を強化し、チーム一丸となって「Green物流」を共創してまいります。

当社は特積み輸送を社会インフラの一つとして位置づけ、安定供給させていくため、2023年4月に西濃運輸株式会社は関東西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、東海西濃運輸株式会社と合併しました。これにより低積載便の削減や同一経済圏での運行効率を高め、輸送の全体最適化を再構築してまいります。そして同業他社とも協業しハブ機能の強化を進め、モーダルシフトを組み合わせるなどして「Green物流」を通じて「2024年問題」にも対応し、運べないリスクの低減とともに、安定的な収益の確保に努めてまいります。さらに、成長分野である貸切領域においては、UI/UXの優れたハコベル株式会社のWebサイトを介して、お客様が貸切車両を手配できる「見つカルチャーター」のサービスをスタートさせており、特積み輸送などとも組み合わせで最適輸送モードが提供できる優位性をもとに営業を展開してまいります。

また、当社グループ全体に横串を刺し全国展開の優位性を活かしていくため、当社にロジスティクス事業部を新設し、「お客様の総合窓口」としてお困りごとを解決し、同業他社とも連携して最適なロジスティクスの提案を行ってまいります。エレクトロニクス、ヘルスケア、オートモーティブバッテリーといった成長市場における専門領域においては、その産業別にソリューションサービスを展開する3つの事業部も新設し、これらを当社の成長戦略として位置づけ、人材などの経営資源を投入し営業力を強化して、飛躍的な成長を目指してまいります。

自動車販売事業の乗用車販売では、トヨタ販売店の全車種併売化によるチャネル間競争が激化する中、合併したトヨタカローラネッツ岐阜株式会社においては、継続的なりニューアルや商圏分析をもとにした店舗やサービス工場の新設・統廃合による店舗網の最適化を行い、またナンバー認証システム導入による来店対応の迅速化を図るなど、お客様に選ばれる店づくりを目指してまいります。また本部機能やバックヤード業務の集約ならびに人材確保により生産性を高め、利益の確保に努めてまいります。

トラック販売では、メーカーより出荷再開となった大型車ならびに、リース、保険等の金融商品の販売も合わせて、中・小型トラックの増販を目指すとともに、車検・定期点検の早期在庫誘致による台数確保と修理業者等への部品拡販により、収益の確保に努めてまいります。その他、先進整備機器導入などによりES向上を図り、整備士の定着・採用に繋げてまいります。

物品販売事業、不動産賃貸事業およびその他では、事業領域の拡大や既存事業強化を実施してまいります。当社グループといたしましては、新中期経営計画に則り、お客様の繁栄のため、物流を超えた価値提供からお客様に選ばれる企業となるべく、心をつなぎ未来に貢献して、更なる成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
西濃運輸株式会社	100 ^{百万円}	100.00%	貨物自動車運送業
北海道西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
関東西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
セイノースーパーエクスプレス株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
東海西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
濃飛西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
四国西濃運輸株式会社	100	91.02	貨物自動車運送業
九州西濃運輸株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
関東運輸株式会社	90	100.00	貨物自動車運送業
西濃エクスプレス株式会社	10	100.00	貨物自動車運送業
セイノーロジックス株式会社	100	66.01	国際貨物運送業
トヨタカローラネット岐阜株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
岐阜日野自動車株式会社	100	100.00	自動車販売代理店業
滋賀日野自動車株式会社	80	67.00	自動車販売代理店業
株式会社セイノー商事	10	100.00	物品販売業
株式会社セイノー情報サービス	100	100.00	付加価値データ通信サービス業

(注) トヨタカローラ岐阜株式会社につきましては、2023年1月1日付けで当社の連結子会社であるネットトヨタ岐阜株式会社(トヨタカローラネット岐阜株式会社に商号変更)と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

(2) 事業年度末における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額
西濃運輸株式会社	岐阜県大垣市田口町1番地	132,905百万円

(注) 当事業年度末における当社の資産総額は、374,338百万円であります。

5. 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

セグメント	事業の内容
輸送事業	全国縦断の路線網を有し、商業小口貨物輸送およびロジスティクス事業を事業戦略の核として、宅配・引越・貸切などの貨物自動車運送事業と航空・鉄道・海上などの各種交通機関を利用する貨物利用運送事業および倉庫業などを営むグループ
自動車販売事業	乗用車販売およびトラック販売などを営むグループ
物品販売事業	燃料販売および紙・紙製品販売などを営むグループ
不動産賃貸事業	土地・建物など不動産の賃貸
その他	ソフトウェアの開発、住宅販売、建築工事請負および労働者派遣などを営むグループ

6. 主要な営業所(2023年3月31日現在)

(1) 当 社

岐阜県大垣市田口町1番地に本社を置き、次項の連結子会社を統括いたしております。

(2) 子会社

国内では、岐阜県に26社、東京都に15社、大阪府に5社、愛知県に4社、群馬県および神奈川県にそれぞれ3社、埼玉県および千葉県にそれぞれ2社、その他16県に本社を置き、海外では、タイに2社、マレーシア、インドネシア、フィリピン、アメリカ合衆国に各々本社を置いております。その営業拠点は札幌・仙台・東京・横浜・名古屋・岐阜・大阪・福岡など国内外845カ所に有しております。

7. 使用人の状況(2023年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数		前連結会計年度比増減
男 性	27,279 ^名	140 ^名 (減)
女 性	2,357	27 (増)
合 計	29,636	113 (減)

(2) 当社の使用人の状況

使用人数		前事業年度比増減
男 性	137 ^名	45 ^名 (増)
女 性	23	4 (増)
合 計	160	49 (増)

8. 主要な借入先の状況(2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,683 ^{百万円}
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,071
株 式 会 社 十 六 銀 行	2,259
株 式 会 社 群 馬 銀 行	998
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	800

(注) 連結子会社については、各社の事業年度末日現在の実績を集計しております。外貨での借入れは、集計時の換算レートにより邦貨換算しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項(2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 794,524,668株
2. 発行済株式の総数 207,679,783株
3. 株主数 8,212名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人田口福寿会	26,107 ^{千株}	13.93%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	19,083	10.19
株式会社日本カストディ銀行	16,536	8.83
株式会社十六銀行	6,570	3.51
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5,347	2.85
日野自動車株式会社	4,369	2.33
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385632	4,140	2.21
株式会社大垣共立銀行	4,065	2.17
アドニス株式会社	3,299	1.76
東京海上日動火災保険株式会社	3,035	1.62

(注) 1. 上記の他、当社の保有する自己株式20,323千株（9.79%）があります。自己株式20,323千株には、株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」により、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式151千株および株式報酬制度「株式給付信託（J-ESOP）」により、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式4,495千株および「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」により、野村信託銀行株式会社（セイノーホールディングス従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式1,139千株を含めておりません。

2. 持株比率は自己株式20,323千株を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	30,875 ^株	6 ^名
社外取締役	3,563	3
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、23頁「Ⅳ.4.取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

6. その他株式に関する重要な事項

(従業員等に信託を通じて自社株式を交付する取引)

(1) 株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2019年12月6日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と当社グループの従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価向上への当社グループの従業員の意欲や士気を高めるため、当社グループの従業員に対して自社の株式を給付する「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。本制度は、予め対象会社が定める株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした対象会社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。対象会社は、従業員に対し勤続年数や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、当社が予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。

(2) 信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)

当社は、「セイノーホールディングス従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を2022年3月4日に導入いたしました。本プランでは、当社が信託銀行に「セイノーホールディングス従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後4年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得した後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

(取締役に対する株式給付信託)

当社は、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く)に対して新たな株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、BBT制度といいます。)を導入することを決議いたしました。BBT制度は取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。BBT制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、BBT制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象取締役に対して当社が定める役員株式給付規程に従い役位等に応じて、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時となります。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行した2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（額面総額250億円）の当事業年度末日における概要

区分	2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(2021年3月31日(ロンドン時間)発行。以下、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。)
新株予約権の数	2,500個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	2,161.0円
新株予約権を行使することができる期間	2021年4月14日から2026年3月17日まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況(2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当
代表取締役社長	田 口 義 隆	
代表取締役	田 口 隆 男	事業推進部担当(自動車販売・関連事業)
取締役	丸 田 秀 実	国際戦略部担当
取締役	野 津 信 行	財務IR部担当兼経理部担当兼総務部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当
取締役	小 寺 康 久	事業推進部担当(輸送事業)兼情報システム部担当兼不動産開発部担当兼サステナビリティ推進部担当
取締役	山 田 メ ユ ミ	
取締役	高 井 伸 太 郎	
取締役	一 丸 陽 一 郎	
常勤監査役	伊 藤 信 彦	
常勤監査役	片 桐 修	
監査役	笠 松 栄 治	
監査役	増 田 宏 之	

(注) 1. 山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏は、社外取締役であります。

- 2022年6月28日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、監査役寺田新吾氏は辞任により退任いたしました。
- 2022年6月28日開催の第101回定時株主総会において、片桐修氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
- 笠松栄治および増田宏之の両氏は、社外監査役であります。
- 当該事業年度における役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。

- ・取締役田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノールジックス株式会社、トヨタカローラネット岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社、株式会社セイノール商事、株式会社セイノール情報サービスの代表取締役、また公益財団法人田口福寿会の会長を兼務しております。なお、当社は四国西濃運輸株式会社、関東運輸株式会社およびセイノールジックス株式会社との間で業務委託等の競業関係があります。また、公益財団法人田口福寿会は当社株式の13.93%を保有する筆頭株主であります。
- ・取締役田口隆男氏は、滋賀日野自動車株式会社の代表取締役会長、トヨタカローラネット岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
- ・取締役丸田秀実氏は、セイノースーパーエクスプレス株式会社、セイノールジックス株式会社、株式会社セイノール商事の監査役を兼務しております。なお、当社はセイノールジックス株式会社との間で業務委託等の競業関係があります。
- ・取締役小寺康久氏は、西濃運輸株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
- ・監査役伊藤信彦氏は、セイノースーパーエクスプレス株式会社、九州西濃運輸株式会社、関東運輸株式会社、株式会社セイノール情報サービスの監査役を兼務しております。なお、当社は関東運輸株式会社との間で業務委託等の競業関係があります。

- ・ 監査役片桐修氏は、北海道西濃運輸株式会社、関東西濃運輸株式会社、四国西濃運輸株式会社、滋賀日野自動車株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社は四国西濃運輸株式会社との間で業務委託等の競業関係があります。
 - ・ 社外役員の重要な兼職の状況については、26頁「Ⅳ.5.社外役員に関する事項」に記載しております。
4. 監査役伊藤信彦、片桐修、笠松栄治および増田宏之の4氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役伊藤信彦氏は、当社入社後、経理部に在籍し、経理業務を担当したほか、グループ会社の常勤監査役を務めてまいりました。
 - ・ 監査役片桐修氏は、当社入社後、財務・経理部に在籍し、財務・経理業務を担当してまいりました。
 - ・ 監査役笠松栄治氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
 - ・ 監査役増田宏之氏は、税理士の資格を有しております。
5. 当社は、取締役山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎の3氏ならびに監査役笠松栄治および増田宏之の両氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役山田メユミ、高井伸太郎および一丸陽一郎ならびに監査役笠松栄治および増田宏之の5氏ともに、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟等における損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員等であり、被保険者は保険料を負担していません。

4. 取締役および監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置づけており、取締役の報酬制度についても、中長期的な視点で企業価値の向上に貢献する意欲を高めることのできる報酬を策定し、短期のみならず中長期それぞれの目線にて、さらには現金報酬と自社株報酬との割合を考慮した体系としています。具体的には、月額固定報酬と、自社株報酬（譲渡制限付株式報酬ならびに株式給付信託）により構成されており、月額固定報酬は従業員給与を考慮の下、前年度の業績による連動といたしております。

なお、2018年5月11日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議するとともに、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会において、本総会終結後に在任する役員については、これまでの在任期間に応じた退職慰労金を各役員の退任時に打ち切り支給することが承認可決されました。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日および決議の内容は以下のとおりです。なお、当社の取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款で定めております。

取締役の報酬限度額は、1989年7月28日開催の第68回定時株主総会において10名（うち社外取締役0名）に対し月額2,500万円以内と決議されており、各取締役の報酬等の額はその範囲内で、取締役会の決議により決定されております。

また、上記の報酬枠とは別枠で、2017年6月28日開催の第96回定時株主総会において、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入いたしました。本制度に基づき当社の取締役10名（うち社外取締役3名）に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額6億円以内、株式数の上限を年36万株以内（うち社外取締役1億円以内。）といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、実質的には3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度当たり2億円を超えない範囲での支給に相当すると考えております。各取締役への具体的な配分については、取締役等の在職期間に応じて、取締役会において決定しております。

本制度は、取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものであります。

さらに、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会に基づき、社外取締役を除く7名の取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入いたしました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、上記の報酬枠とは別枠で、当社が定める役員株式給付規程に従い、役位等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を信託を通じて給付するものです。

当社は、2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定時に当初対象期間に対応する必要資金として、3億6千万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、3億6千万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、3億6千万円を上限とします。

なお、当社は、対象期間中、拠出額の累計額が上記の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動制をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであります。

なお、上記に記載のとおり、自社株報酬により付与する株式数は、役位や在職期間等に応じて決定いたしますが、株式等の価値（取締役が得る利益）は、中長期の業績が反映された結果としての株価に連動しております。

監査役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第83回定時株主総会において4名の監査役に対して月額400万円以内と決議されており、各監査役の報酬等の額はその範囲内で、監査役の協議により決定されております。

当社は、代表取締役2名および社外取締役3名にて構成される「人事委員会」にて報酬についての提言を行い、株主総会で承認された取締役の報酬等の限度額の範囲内で、取締役会において具体的な報酬額・付与株数を決定します。

また、2021年1月12日開催の人事委員会において、中長期的な視点で企業価値の向上に貢献する意欲を高めることのできる報酬を前提とすることを確認し、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしての見地より、中長期的な業績をふまえた具体的な月額固定報酬と、自社株報酬（譲渡制限付株式報酬ならびに株式給付信託）を提言し、同年2月10日開催の取締役会にて当該提言を適切と判断のうえ決定しております。なお、取締役8名が選任された場合の個人別の報酬額については2023年6月に開催予定の人事委員会にて上記方針等を踏まえた原案を策定し、2023年6月28日開催予定の取締役会にて決定の見込みです。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	79 (26)	39 (21)	40 (4)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	30 (1)	30 (1)	— (—)	5 (2)
合計 (うち社外役員)	109 (28)	69 (23)	40 (4)	14 (5)

- (注) 1. 上記には、2022年6月28日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
2. 上記非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬制度および株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））であり、割当ての際の条件等は23頁「IV.4.(1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は19頁「II.5.当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

(3) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が役員を兼務する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は13百万円であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役高井伸太郎氏は、高井&パートナーズ法律事務所の代表弁護士を兼務しております。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ② 監査役笠松栄治氏は、笠松栄治公認会計士事務所の代表、税理士法人笠松&パートナーズの代表社員を兼務しております。なお、当社とこれらの事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 監査役増田宏之氏は、増田宏之税理士事務所を営んでおります。なお、当社と同事務所との間に特別な利害関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役山田メユミ氏は、株式会社アイスタイルの取締役、SOMPOホールディングス株式会社および株式会社セブン&アイ・ホールディングスの社外取締役を兼務しております。なお、当社と3社との間に特別な利害関係はありません。
- ② 監査役笠松栄治氏は、西濃運輸株式会社および西濃エクスプレス株式会社の監査役を兼務しております。なお、両社は当社の子会社であります。また、名古屋市に本社を置く株式会社ヤマナカの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。
- ③ 監査役増田宏之氏は、西濃運輸株式会社、東海西濃運輸株式会社、濃飛西濃運輸株式会社、トヨタカローラネット岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社の監査役を兼務しております。なお、5社は当社の子会社であります。また、岐建株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間で業務委託等の取引関係があります。

(3) 当事業年度における主な活動状況

- ① 取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会（14回開催）		監査役会（8回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	山田メユミ	13回	93%	一回	—%
取締役	高井伸太郎	14	100	—	—
取締役	一丸陽一郎	14	100	—	—
監査役	笠松栄治	13	93	8	100
監査役	増田宏之	14	100	8	100

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

- ② 取締役会および監査役会における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
 - ・取締役山田メユミ氏は、起業家としての行動力や決断力、その先見性を背景に中長期的な事業戦略、新規事業やM&A案件に対する成長戦略に言及されるなど、当社の企業価値向上に資する発言をされております。また、ダイバーシティ・インクルージョンの視点から意見を述べられ、外部環境の変化に対応するアドバイスをされるなど適切な役割を果たされております。

- 取締役高井伸太郎氏は、弁護士としての幅広い専門知識と豊富な経験により、M&A案件、業務提携、企業法務から資金運用に至るまで様々な案件に対し、具体的、実践的な意見を述べられております。特にM&A案件に関しては、戦略的な観点とともに実務的な観点からも助言・指摘されております。また、事業リスク回避や事業計画の妥当性確保に対する意見を述べられるなど適切な役割を果たされております。
- 取締役丸陽一郎氏は、長年に亘る企業経営者としての豊富な経験、知見から事業環境の変化に対応するための新しい発想の必要性、サステナビリティに対する意見など、積極的な発言をされております。また、客観的な立場から当社の企業価値を高めるための成長戦略やリスクに対する意見を述べられるなど適切な役割を果たされております。
- 監査役笠松栄治氏は、公認会計士および税理士として、会計・税務上のアドバイスはもとより、その深い知見に基づいた経営戦略、法令改正対応、資金管理、事業リスク、内部統制に関する提言に至るまで、当社の企業価値向上に資する助言・指摘をされております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行われております。
- 監査役増田宏之氏は、国税局幹部として長年培われた豊富な税務識見を基礎とし、税理士としての専門的見地から、特に新規事業に対する税務上の注意項目について指摘をされるなど、取締役会の意思決定の適正・妥当性を確保するための適切なアドバイスをされております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行われております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	140百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	158百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、アドバイザリー業務についての対価を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容や会計監査の職務遂行状況等を会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が適切に決定されたものであることを確認し、同意をしております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が日本の監査基準および国際監査基準の双方に照らして適格性および信頼性において問題があると判断したときは、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	255,432	流動負債	112,966
現金及び預金	106,752	支払手形	1,922
受取手形	5,821	営業未払金及び買掛金	47,952
営業未収金及び売掛金	113,420	短期借入金	4,760
契約資産	1,289	一年内返済予定長期借入金	1,174
有価証券	3,000	未払金	15,970
棚卸資産	16,388	未払費用	16,108
その他流動資産	9,205	未払法人税等	6,691
貸倒引当金	△445	未払消費税等	6,508
		契約負債	3,873
		その他流動負債	8,005
固定資産	448,461	固定負債	141,199
有形固定資産	343,226	転換社債型新株予約権付社債	25,150
建物及び構築物	120,269	長期借入金	9,388
機械装置及び車両運搬具	19,119	繰延税金負債	2,960
工具器具備品	3,369	役員退職慰労引当金	1,832
土地	187,959	株式給付引当金	5,054
建設仮勘定	2,672	役員株式給付引当金	179
その他有形固定資産	9,836	退職給付に係る負債	83,138
無形固定資産	17,507	資産除去債務	3,838
のれん	11,602	その他固定負債	9,657
その他無形固定資産	5,904	負債合計	254,166
投資その他の資産	87,727	(純資産の部)	
投資有価証券	65,291	株主資本	433,350
長期貸付金	243	資本金	42,481
繰延税金資産	15,649	資本剰余金	80,874
その他投資	7,016	利益剰余金	346,416
貸倒引当金	△474	自己株式	△36,422
資産合計	703,893	その他の包括利益累計額	11,494
		その他有価証券評価差額金	13,763
		土地再評価差額金	△96
		為替換算調整勘定	676
		退職給付に係る調整累計額	△2,849
		新株予約権	2
		非支配株主持分	4,880
		純資産合計	449,727
		負債・純資産合計	703,893

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		631,507
売上原価		554,998
売上総利益		76,509
販売費及び一般管理費		48,007
営業利益		28,501
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	953	
持分法による投資利益	2,446	
その他収益	1,592	5,016
営業外費用		
支払利息	424	
投資事業組合運用損	348	
その他費用	56	829
経常利益		32,688
特別利益		
固定資産売却益	200	
投資有価証券売却益	146	
取用補償金	583	
その他特別利益	0	931
特別損失		
固定資産処分損	1,287	
減損損失	787	
その他特別損失	193	2,268
税金等調整前当期純利益		31,351
法人税、住民税及び事業税	12,627	
法人税等調整額	△736	11,891
当期純利益		19,460
非支配株主に帰属する当期純利益		447
親会社株主に帰属する当期純利益		19,013

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,481	80,940	332,860	△37,138	419,144
当期変動額					
剰余金の配当			△5,432		△5,432
親会社株主に帰属する 当期純利益			19,013		19,013
土地再評価差額金の取崩			△25		△25
自己株式の取得				△80	△80
自己株式の処分		△58		797	738
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△7			△7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△65	13,555	716	14,206
当期末残高	42,481	80,874	346,416	△36,422	433,350

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	14,620	△122	△207	△3,542	10,747	-	3,628	433,520
当期変動額								
剰余金の配当								△5,432
親会社株主に帰属 する当期純利益								19,013
土地再評価差額金 の取崩								△25
自己株式の取得								△80
自己株式の処分								738
非支配株主との取 引に係る親会社の 持分変動								△7
株主資本以外の項 目の当期変動額(純 額)	△856	25	884	693	746	2	1,251	2,001
当期変動額合計	△856	25	884	693	746	2	1,251	16,207
当期末残高	13,763	△96	676	△2,849	11,494	2	4,880	449,727

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	71,180	流動負債	106,605
現金及び預金	47,580	短期借入金	105,642
営業未収金	7	未払金	181
有価証券	3,000	未払費用	129
未収法人税等	1,912	未払法人税等	97
未収消費税等	11	その他流動負債	554
未収入金	353	固定負債	30,827
短期貸付金	19,392	長期借入金	1,257
その他流動資産	402	転換社債型新株予約権付社債	25,150
貸倒引当金	△1,481	退職給付引当金	132
固定資産	303,157	役員株式給付引当金	179
有形固定資産	17	繰延税金負債	3,997
工具器具備品	17	その他固定負債	110
投資その他の資産	303,140	負債合計	137,432
投資有価証券	31,207	(純資産の部)	
関係会社株式及び出資金	266,468	株主資本	225,789
長期貸付金	5,725	資本金	42,481
その他投資	32	資本剰余金	120,917
貸倒引当金	△293	資本準備金	116,937
資産合計	374,338	その他資本剰余金	3,980
		利益剰余金	98,568
		利益準備金	4,262
		その他利益剰余金	94,305
		退職積立金	585
		別途積立金	66,448
		繰越利益剰余金	27,272
		自己株式	△36,178
		評価・換算差額等	11,116
		その他有価証券評価差額金	11,116
		純資産合計	236,905
		負債・純資産合計	374,338

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
営業収益		
営業収入	404	
関係会社受取配当金	8,826	9,230
営業原価		30
営業総利益		9,200
販売費及び一般管理費		2,158
営業利益		7,041
営業外収益		
受取利息	174	
受取配当金	724	
その他収益	90	990
営業外費用		
支払利息	7	
投資事業組合運用損	348	
その他費用	1	357
経常利益		7,674
特別利益		
投資有価証券売却益	96	
貸倒引当金戻入額	31	
その他特別利益	0	127
特別損失		
関係会社投資損失	17	
投資有価証券評価損	154	172
税引前当期純利益		7,630
法人税、住民税及び事業税	△258	
法人税等調整額	3	△254
当期純利益		7,884

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
			自己株式 処分差益			退職積立金	別途積立金
当期首残高	42,481	116,937	4,038	120,976	4,262	585	66,448
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			△58	△58			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	△58	△58	-	-	-
当期末残高	42,481	116,937	3,980	120,917	4,262	585	66,448

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	24,820	96,115	△36,894	222,678	11,721	234,400
当期変動額						
剰余金の配当	△5,432	△5,432		△5,432		△5,432
当期純利益	7,884	7,884		7,884		7,884
自己株式の取得			△80	△80		△80
自己株式の処分			797	738		738
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△604	△604
当期変動額合計	2,452	2,452	716	3,110	△604	2,505
当期末残高	27,272	98,568	△36,178	225,789	11,116	236,905

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

セイノーホールディングス株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 近 藤 繁 紀
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋 藤 英 喜
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 田 昌 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイノーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

セイノーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 近 藤 繁 紀
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋 藤 英 喜
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 田 昌 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

セイノーホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 伊藤 信彦 ㊟

常勤監査役 片桐 修 ㊟

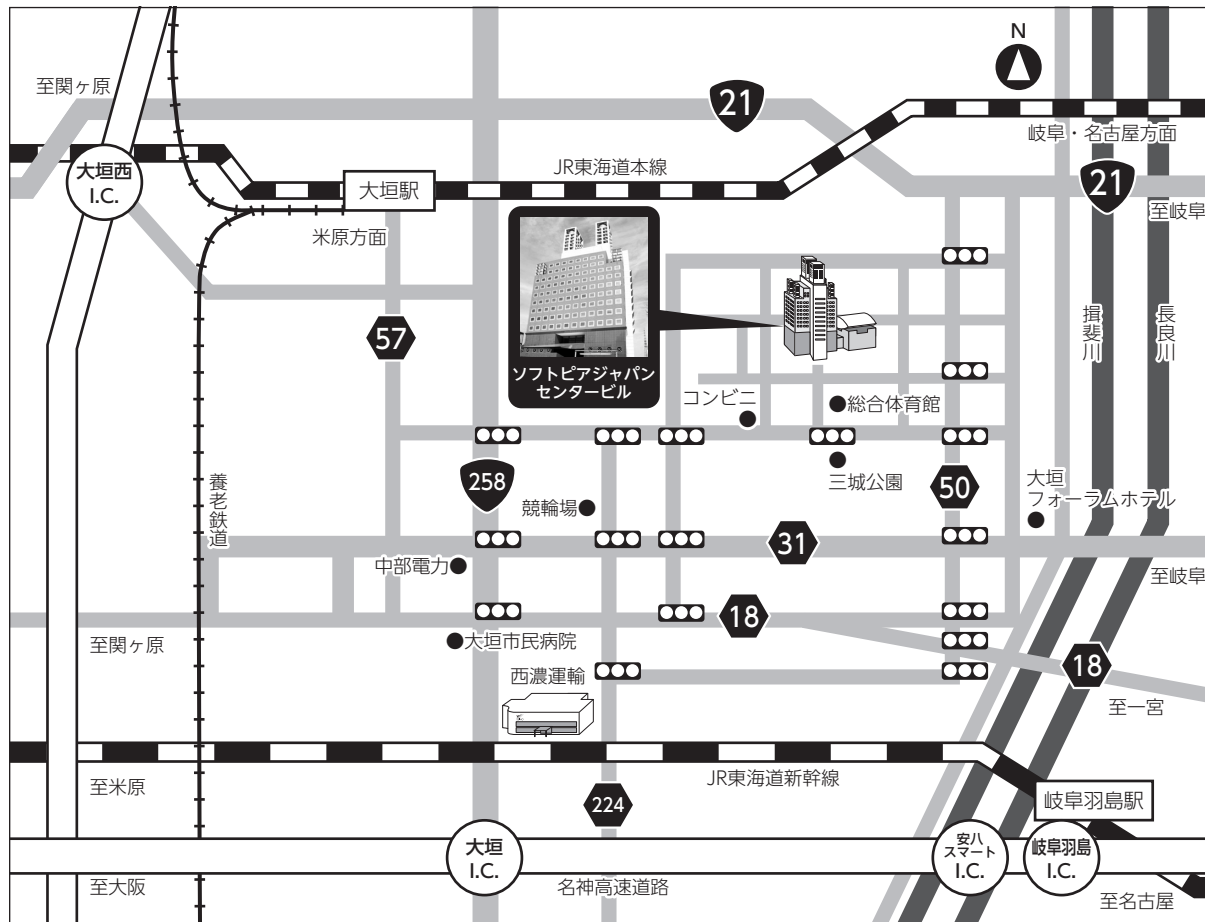
社外監査役 笠松 栄治 ㊟

社外監査役 増田 宏之 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7
ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール
電話番号 0584-77-1111



お車でお越しの方は、当会場(ソフトピアジャパン センタービル)の駐車場をご利用ください。

名神高速道路	大垣I.C.から	車で約20分
名神高速道路	安ハスマートI.C.から	車で約15分
名神高速道路	岐阜羽島I.C.から	車で約20分

交通機関をご利用の方は、JR大垣駅より名阪近鉄バスをご利用ください。

3番のりば ソフトピア線で約15分 「ソフトピアジャパン」バス停下車

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取ってください。

